# 年金記録訂正請求に係る答申について

# 近畿地方年金記録訂正審議会 令和3年6月24日決裁分

# 〇答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 7件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 O件

厚生年金保険関係 O件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2000227 号 厚生局事案番号 : 近畿(国)第 2100001 号

# 第1 結論

昭和36年4月から昭和46年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所 : 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和36年4月から昭和46年3月まで

国民年金制度が開始された昭和36年にA市B出張所で国民年金の加入手続を行った。

加入手続後の国民年金保険料は、どのような頻度で、どのように納付したか覚えていないが、昭和 43 年以降のどこかで脱退手続を行うまでの間、C市、D市及びA市に転居後も請求期間に係る国民年金保険料を納付していた。

昭和48年4月から60歳になるまでの加入記録がある期間のほか、請求期間についても国民年金に加入していると確信しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

# 第3 判断の理由

請求者は、国民年金制度が開始された昭和 36 年にA市B出張所で国民年金の加入手続を行った旨主張している。

しかしながら、国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が住所地の市区町村において払い出されるところ、請求者の記号番号は、D市において昭和48年4月10日に払い出されており、請求者の主張と符合しない。

また、請求期間当時、配偶者が厚生年金保険の被保険者であるため、請求者は国民年金の任意加入の対象となり、任意加入被保険者は、国民年金の加入手続を行った日に国民年金被保険者資格を取得することとなるところ、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳(特殊台帳)において、請求者が初めて国民年金の被保険者資格を取得した日は、任意加入被保険者となった昭和48年4月21日と記録されており、請求者が所持する年金手帳を見ても、資格取得年月日は任意加入被保険者となった同年4月21日と記載されていることから、同日より前の期間である請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求者は当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは 別の記号番号の払出しが必要となるところ、別の記号番号の払出しの有無について、社会保険 オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確 認できない。

加えて、請求者から請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について 具体的な陳述を得ることができない上、請求者が当該期間の国民年金保険料を納付していたこ とを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、ほかに請求者の国 民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 2000556 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 2100002 号

# 第1 結論

請求者のA社における平成 26 年 9 月 25 日の標準賞与額に係る記録を 13 万 2,000 円とすることが必要である。

平成26年9月25日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

# 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和61年生

住 所 : 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 9 月 25 日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

# 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賞与支給明細書により、請求者が請求期間において標準賞 与額13万2,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成 26 年\*月\*日から平成 27 年\*月\*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与支給明細書から 13 万 2,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 2000717 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 2100003 号

# 第1 結論

請求者のA社における平成29年12月8日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成29年12月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年12月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和37年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成29年12月8日

A社から請求期間に支払われた賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない標準賞与額と記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該標準賞与額を年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

# 第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者は請求期間に同社から賞与の支払を受け、標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 2000696 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 2100004 号

# 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

# 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年1月1日から同年12月15日まで

国の記録では、請求期間の標準報酬月額が9万8,000円になっており、実際にもらっていた報酬よりも低い額になっている。

請求期間において、私は、A社の代表取締役であり、報酬月額は36万円であったので、 当該期間の標準報酬月額の記録を36万円に訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

請求者は、国の記録では、A社における請求期間の標準報酬月額が9万8,000円になっているが、実際には36万円の報酬月額であったので、当該期間の標準報酬月額の記録を36万円に訂正してほしい旨主張している。

しかしながら、商業登記の記録によると、A社は、平成16年11月18日に破産している上、同社の代表取締役であった請求者は、同社の賃金台帳や源泉徴収簿などは全て廃棄した旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第1項ただし書において、特例対象者(請求者)が、請求対象事業所の事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、請求者は、A社の代表取締役として、同社の社会保険事務、経理事務、給与計算事務及び滞納した保険料に関する社会保険事務所(当時)の対応に関与していた旨陳述していることから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる。

したがって、仮に、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認められたとしても、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、請求期間について、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 2000551 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 2100005 号

#### 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成29年12月25日は35万3,000円及び平成30年6月25日は3万4,000円とすることが必要である。

平成 29 年 12 月 25 日及び平成 30 年 6 月 25 日の標準賞与額については、保険給付の計算の 基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

# 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和58年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成29年12月25日

② 平成30年6月25日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

A社からB年金事務所に提出された請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賞与明細項目一覧表により、請求者が請求期間①において標準賞与額 35 万 3,000 円及び請求期間②において標準賞与額 3 万 4,000 円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成 29 年\*月\*日から平成 30 年\*月\*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成30年\*月\*日から 平成31年\*月\*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険 法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出 をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月か らその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行 わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間②の標準賞与額に係る厚生 年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録についても、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賞与明細項目一覧表から、請求期間①は35万3,000円及び請求期間②は3万4,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2000552 号 厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2100006 号

# 第1 結論

請求者のA社における平成 29 年 12 月 25 日の標準賞与額に係る記録を 27 万 3,000 円とすることが必要である。

平成29年12月25日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

# 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和63年生

請 求 期 間 : 平成 29 年 12 月 25 日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

# 第3 判断の理由

A社からB年金事務所に提出された請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賞与明細項目一覧表により、請求者が請求期間において標準賞与額27万3,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成 29 年\*月\*日から平成 30 年\*月\*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の厚生年金保険被保険者賞与 支払届及び賞与明細項目一覧表から、27万3,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞 与額として記録することが必要である。 厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 2000553 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 2100007 号

# 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成29年12月25日は33万3,000円及び平成30年6月25日は1万6,000円とすることが必要である。

平成29年12月25日及び平成30年6月25日の標準賞与額については、保険給付の計算の 基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

# 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和61年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成29年12月25日

② 平成30年6月25日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

A社からB年金事務所に提出された請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賞与明細項目一覧表により、請求者が請求期間①において標準賞与額33万3,000円及び請求期間②において標準賞与額1万6,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成 29 年\*月\*日から平成 30 年\*月\*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成30年\*月\*日から令和元年\*月\*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間②の標準賞与額に係る厚生年

金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録についても、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賞与明細項目一覧表から、請求期間①は33万3,000円及び請求期間②は1万6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 2000554 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 2100008 号

# 第1 結論

請求者のA社における平成29年12月25日の標準賞与額に係る記録を25万3,000円とすることが必要である。

平成 29 年 12 月 25 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

# 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和58年生

住 所 : 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 12 月 25 日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

# 第3 判断の理由

A社からB年金事務所に提出された請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賞与明細項目一覧表により、請求者が請求期間において標準賞与額25万3,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成 29 年\*月\*日から平成 30 年\*月\*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の厚生年金保険被保険者賞与 支払届及び賞与明細項目一覧表から、25万3,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞 与額として記録することが必要である。 厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 2000555 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 2100009 号

# 第1 結論

請求者のA社における平成30年6月25日の標準賞与額に係る記録を34万7,000円とすることが必要である。

平成30年6月25日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

# 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和59年生

住 所 : 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成30年6月25日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

# 第3 判断の理由

A社からB年金事務所に提出された請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賞与明細項目一覧表により、請求者が請求期間において標準賞与額34万7,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成 30 年\*月\*日から同年\*月\*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の厚生年金保険被保険者賞与 支払届及び賞与明細項目一覧表から、34万7,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞 与額として記録することが必要である。